

## Japan Corporate / M&amp;A Newsletter

コーポレートガバナンスに関する企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

本年3月31日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成22年内閣府令第12号）（以下「改正府令」という。）が公布され、一部を除き、同日施行された。上場会社について、連結報酬等の総額が1億円以上の役員の連結報酬等の総額等を有価証券報告書等において開示する改正や、株主総会における議決権行使結果を臨時報告書により開示する改正等が行われている。なお、改正府令には、特定組織再編成発行手続に係る有価証券信託受益証券の信託財産の範囲に関する改正も含まれるが、以下では、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容に係る改正について概説する。

【執筆担当:安井允彦】

\*\*\*\*\*

## 1. 有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載内容の充実

上場会社の有価証券報告書及び有価証券届出書の「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載内容の充実を図るための改正が行われた。主な改正の内容は、下記(1)から(3)までに記載のとおりであり、(3)の一部を除き、本年3月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書、及び同事業年度の財務諸表を最近事業年度の財務諸表として記載すべき有価証券届出書から適用される。本年3月31日に前事業年度を終了した会社は、本年提出する前事業年度に係る有価証券報告書から当該改正の影響を受ける点に留意が必要である。残りの(3)の一部については、経過措置が設けられ、段階的に適用される。

## (1) コーポレート・ガバナンス体制

## ① 企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

企業統治の体制の概要として、会社法上の法定の機関に関する内容に加え、企業統治に関して任意に設置する委員会その他これに類するもの（例えば、経営諮問委員会、常務会等）の内容を記載することとされた。また、当該体制を採用する理由についても記載することとされた。

## ② 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続

財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員については、当該知見の内容を記載することとされた。財務及び会計に関する相当程度の知見とは、公認会計士や税理士など一定の法的な専門資格を有する場合に限定されるものでなく、例えば経理部門で財務・会計に関する実務経験を積むことにより知見を有することとなる場合等も該当し得る。

## ③ 社外役員

社外役員を選任している場合には、(a)当該社外役員が企業統治において果たす機能及び役割（当該社外役員の独立性に関する考え方を含む。）、(b)当該社外役員の選任状況に関する考え方、並びに(c)当該社外役員による監督又は監査と内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係を記載することとされた。東京証券取引所等で導入された独立役員の独立性に関わる事情については、(a)の中の「社外役員の独立性に関する考え方」又は従前からの開示項目である「社外取締役及び社外監査役と提出会社との

人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係」として記載することになるであろう。社外役員を選任していない場合には、それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を記載することとされた。

## (2) 役員報酬

(a)取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役、社外役員との区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数、(b)提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等を含む。以下「連結報酬等」という。）の総額、連結報酬等の種類別の額等（いずれも役員ごとに記載する。ただし、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる。）、並びに(c)提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合には、その内容及び決定方法を記載することとされた。

## (3) 株式保有状況

純投資目的以外の目的で保有する投資株式について、その銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額、並びに最近事業年度及びその前事業年度のそれぞれにつき銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えるもの（1%超の銘柄数が30に満たない場合、当該計上額の上位30銘柄）について、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的を記載することとされた。純投資目的で保有する投資株式については、非上場株式とそれ以外の株式の区分ごとに、最近事業年度及びその前事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額を記載することとされた。

## 2. 臨時報告書による株主総会における議決権行使結果の開示

上場会社について、株主総会決議が行われた場合には、(a)株主総会の開催年月日、(b)決議事項の内容、(c)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権数、当該決議事項の可決要件、並びに決議結果、(d)(c)の議決権数に出席株主の議決権数の一部を加算しなかった場合には、その理由を記載した臨時報告書を提出することとされた。役員を選解任に関する決議事項については、役員ごとの得票数を記載しなければならない。上場会社においては、事前行使分等により可決要件を満たしたことを理由に出席株主の議決権数の一部を集計しない場合も多いが、その場合には当該理由を(d)として記載しなければならない（役員を選解任に関する決議事項についても同様である。）。当該改正は、本年3月31日に終了した事業年度に係る定時株主総会から適用される。本年3月31日に前事業年度を終了した会社は、本年開催する前事業年度に係る定時株主総会から当該改正の影響を受ける点に留意が必要である。

\*\*\*\*\*

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の安井允彦(masahiko.yasui@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

\*\*\*\*\*

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小館浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2010